

2015 年 7 月 18 日

文部科学大臣 下村 博文 様

国際婦人年連絡会 世話人

山口みつ子

實生 律子

紙谷 雅子

「高校授業料無償化」制度の復活、給付制奨学金制度の創設等施策化の要望

男女共同参画社会実現のためには、男女ともに安心して学び続けられる環境が保障されることが重要とし、その実現に向け、文部科学省に要求してまいりました。日本は豊かな国とみなされていますが、貧困格差の広がり懸念しております。「子どもの貧困率」が 16.3%となり 6 人に 1 人が貧困の中で生活している今、就学援助支援金や高校生への「奨学のための給付金」の拡充はすべての子どもたちがお金の心配なく安心して学ぶために大きな意味をもつ施策です。何よりも「高校授業料無償化」制度の復活は必須です。

I. 高校授業料無償化の件

2013 年 11 月に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、2014 年 4 月から、世帯所得が 910 万円以下であることを証明する所得証明の提出なしには給付金を受け取ることができなくなりました。これは、学校教育に自己責任と差別を持ち込むことであり、断じて許されることではありません。高校授業料無償化が実施された時には減少した、公私立高校の中途退学者が再び増加しています。貧困が増大する中で、誰もが望む学校教育を与えられることが貧困の連鎖にストップをかけられ、すべての若者に未来の展望を与えることができます。

日本政府が留保を撤回した国際人権規約 A 規約 13 条 2 項(b)(c)にのっとり、教育の機会均等を保障するために、国の責任で「高校授業料無償化」制度を早期に復活し、すべての中等教育に適用することを求めます。

II. 大学生への給付制奨学金制度の創設の件

一方、半数近くの大学生が奨学金を借りなければ大学に通うことができない現実も深刻な状況です。しかもその 7 割は有利子であり、卒業時には数百万円の借金を背負うこととなります。奨学金を借りたくても、多額の借金を背負って社会に出ることへの不安感から、奨学金を受けることを躊躇し大学進学をあきらめる事例が増え、その傾向は男子よりも女子に強く現れています。

また「学生生活のためにバイト漬け」「学費を払えず、1 年間休学してバイトで学費を貯めてやっと復学」などの大学生の声も寄せられています。経済的な理由から高校や大学への進学をあきらめることがないように、給付制奨学金を早急に創設することを強く求めます。

すべての子どもに等しく教育の機会を保障し、男女ともに学費の不安なく、安心して学び続けられる教育条件整備のために、以下を要望いたします。

記

1. 就学援助制度への国庫負担金を復活すること。
1. 「高校授業料無償化」制度を復活し、すべての高校生の学ぶ権利を保障すること。
1. 高校生に対する「奨学のための給付金」について、給付対象の拡大、給付額の増額をすること。
1. 大学生に対する給付制奨学金制度を緊急に創設すること。